第32回夕張川流域会議 議事要旨

日時:平成28年11月30日(水)13:30 ~ 16:15 場所:南幌町ふるさと物産館「ビューロー」会議室

く要旨>

全道を襲った平成28年8月洪水と、夕張シューパロダムの洪水調節効果等について事務局から説明がありました。委員からは、川の活動における安全管理のあり方や、魚がのぼりやすい川づくり、河道内の樹林化対策、湿原再生等について意見がありました。





(平成28年8月洪水について、ダムの洪水調節効果について)

平成 28 年 8 月洪水は全道各地に大きな被害をもたらしたが、幸いにも夕張川流域に被害はなかった。

札幌開発建設部では、想定しうる最大規模の洪水による浸水想定区域図を順次公開中である。夕張川についても年度内に公表する予定なので、各自治体の防災計画に活用していただきたい。

・ 8 月洪水で夕張シューパロダムが夕張川の水位を 2mも低減してくれたことがわかった。夕張川流域で被害が発生しなかったのはダムなど河川整備のおかげだったと思う。

(ダムの運用実績と次年度の予定について)

夕張シューパロダムの運用実績と次年度予定を説明。

平成 29 年度も川端ダムではゲート点検や補修を予定しているため、貯水池抜水を行う。 ダム放流予定などの情報は夕張川ダム総合管理事務所(管理課)に問い合わせいただけ ればお知らせする。また、リアルタイム情報はインターネット(札幌開発建設部のホームペ ージ)で公表している。

- ・ 夕張シューパロダム完成前後では、夕張川の水位や流況が変化してしまっている。夕張 シューパロダムが、清水沢ダムや川端ダムほか利水施設とともにどのように夕張川の 水位や流況を変化させたのか、また今後変化させていくのかを、説明して欲しい。
- ・ 以前晴れた日に夕張川の水位が急に上がり、川から避難した経験がある。特に夕張川では多くの子どもたちが自然体験学習をしているので、事前にダム放流情報を共有して欲しい。

(河道内樹林化の対策状況について)

ヤナギの除去や管理用道路の整備などを行っており、次年度も可能な範囲で対応していきたい。

8月洪水のインパクトで、土砂やヤナギが流出して砂利原に戻った箇所がある一方で、土砂堆積や河岸浸食された箇所もあった。

・ 今年の対策に感謝している。当該箇所は、自然体験学習のフィールドとしても利用して いるので、引き続き対策をお願いしたい。

(平成28年度魚類調査について)

春の調査で、サクラマスの当歳魚が支川雨煙別川とハサンベツ川で確認されている。支 川には、サクラマスが再生産できる環境があるものと考えられる。

秋は河川水位が低い時期が続いたため、魚道を上れなかった一部のサケが栗沢頭首工下流で産卵していた。しかし、水位が低い中でも水位上昇時を狙って魚道を上ったさけは、栗沢頭首工上流で産卵できた。また、支川ではサクラマスの産卵床を去年よりも多く確認している。

- ・ 魚道内の維持管理について、地域の団体としても可能なものについてはお手伝いしてい きたい。
- ・ 支川雨煙別川の落差工下流の砂利は細かくて産卵床の材料として適していないが、上流 には比較的産卵に適した河床材料が残っている。落差工の改良を行い、サケマスが上流 に遡上できるようにした方が良い。地元と河川管理者が協力しながら進めていただき たい。

(江別市による夏休み環境学校「水辺の自然塾」)

江別市主催として、市内早苗別川で「水辺の自然塾」を開催している。毎年30名ほどの 小学生が、生物調査や川流れ体験を通じて河川環境を学んでいる。

(夕張市による「水難事故防止教室」)

夕張市では市内小中学生を対象に「水難事故防止教室」を開催し、事故防止に取り組んでいる。当教室では座学だけではなく、プールで着衣水泳等も行い、子どもたちは水難事故から身を守ることを学んでいる。

市内小学生が河川環境を学ぶため、ホルカクルキ川で江別河川事務所の出前講座を開いていただいている。夕張市消防署が、出前講座での生物調査や川流れ体験の様子を毎年取材し、「水難事故防止教室」のビデオ教材として活用させていただいている。

(水難事故の事例研究)

民間団体による川下りイベントで、痛ましい水難事故が発生してしまった。事例研究として事故要因を分析すると、ひとつひとつは些細で防ぐことが出来たにもかかわらず、見落としやミスが重なったために、死亡事故に至ったことがうかがえる。今回の事例研究について、夕張川で活動する NPO 等とも意見交換の場をもつ予定。

・ 河川のイベントでは、主催者など指導的立場にある人が参加者の安全に配慮する責任が ある。川の指導者講習を毎年開催しているので、川のしくみや、その見方をしっかり勉 強してもらいたい。

(栗山町ハサンベツ里山における湿原再生の取り組み)

江別太遊水地で発生した泥炭をハサンベツ里山の試験地に搬入してもらった。栗山町やハサンベツ里山計画実行委員会、夕張川自然再生協議会、江別河川事務所が連携して、試験地でミズゴケなど湿生植物を増やそうとするもので、将来的には夕張川や旧夕張川などに湿生植物を戻して、湿原再生に貢献したい。関係自治体や住民とも協力して進めたい。

第32回 夕張川流域会議

日 時: 平成 28 年 11 月 30 日(水) 13:30~16:00

意 見 交 換:南幌町ふるさと物産館「ビューロー」会議室

次 第

1. 開 会 13:30

挨 拶:江別河川事務所長

- 2. 議 事
 - 1) 事務局からの連絡事項
 - ・平成28年8月洪水について
 - ・夕張川 ダムの洪水調節効果
 - ・夕張川 ダムの運用実績と、次年度の予定について
 - ・河道内樹林化の対策状況について
 - ・平成28年度魚類調査について
 - 2) 自治体からの連絡事項
 - 3) その他
 - ・水難事故の事例研究
 - ・栗山町ハサンベツ里山計画 湿原再生の取組み
- 3. 閉 会 16:00

「第32回夕張川流域会議」 委員出席者名簿

| 委員御氏名 | 所属備考 | 出欠 |
|-------|------------------------------|----|
| 妹尾 優二 | 流域生態研究所長 | 0 |
| 野島 芳光 | 水土里ネット由仁(由仁土地改良区)理事長 | × |
| 諸橋淳 | おっ鳥クラブ | 0 |
| 上野 千春 | 栗山オオムラサキの会 | 0 |
| 高橋(慎 | 栗山町ハサンベツ里山計画実行委員会 | 0 |
| 久保 和英 | 河川愛護団体 リバーネット21ながぬま | × |
| 千葉 光弘 | 夕張川なんでも探検隊 | × |
| 小針 一人 | 社団法人 栗山青年会議所 | 0 |
| 杉本 伸二 | 夕張川自然再生協議会 | 0 |
| 濵田 曉生 | ふらっと南幌 | 0 |
| 小松 憲幸 | 江別市 建設部土木事務所治水課長 | 0 |
| 尾暮 靖志 | 南幌町都市整備課参事 | 0 |
| 粟野 悟 | 長沼町都市整備課長 | 0 |
| 中川雅博 | 岩見沢市 建設部建設管理課長 | 0 |
| 伊藤 一廣 | 由仁町 建設水道課長 | 0 |
| 佐々木 学 | 栗山町 建設水道課長 | 0 |
| 熊谷修 | 夕張市 建設課長 | 0 |
| 糸尾 一夫 | 北海道札幌建設管理部 長沼出張所長 代理出席:川村 泰則 | 0 |
| 山崎英志 | 夕張川ダム総合管理事務所長 | 0 |
| 岡部 啓二 | 江別河川事務所長 | 0 |

「第32回夕張川流域会議」座席表

スクリーン

プロジェクター

Ρ

 \mathbf{C}

長沼町都市整備課

悟

岩見沢市建設部建設管理課 課長 中川 雅博

夕張市建設課 課長 熊谷

修

啓二

由仁町建設水道課 課長 佐々木

栗山町建設水道課

学

慎

北海道札幌建設管理部 長沼出張所

川村 泰則

南幌町都市整備課

尾暮 参事 靖志

「ふらっと南幌」

曉生 濵田

土木事務所治水課江別市建設部 総合管理事務所タ張川ダム 流域生態研究所 実行委員会」「栗山町ハサンベツ里山計画 江別河川事務所 「夕張川自然再生協議会」 所 長 課長 所長 所 長 山崎 妹尾 小松 岡部 高橋 杉本 伸二

「おっ鳥クラブ」 諸橋 淳

「社団法人 栗山青年会議所」 小針 一人

「栗山オオムラサキの会」

上野 千春

(事務局)

優二

「夕張川流域会議」規約

(名称)

第1条 本会議を、「夕張川流域会議」(以下「流域会議」という)と称する。

(目的)

第2条 流域会議は、夕張川のあるべき姿を見据え、流域における川づくりの あり方について意見交換し、今後の川づくりに生かしていくものとす る。

(組織)

- 第3条 流域会議は座長、副座長及び委員をもって組織する。
 - 2 委員は、前年度委員からの引継ぎを基本とし、江別河川事務所長が委 員名簿を作成する。
 - 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 4 座長、副座長は委員の互選により選出する。
 - 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときには、副座長がその 職務を代行する。
 - 6 流域会議の意見交換や勉強会等のテーマによっては、関係する団体や 講師の招へい及びオブザーバーの参加を認める。

(議事等)

- 第4条 流域会議は、座長が招集する。
 - 2 座長は、流域会議の運営、審議を総括する。

(事務局)

- 第5条 流域会議の事務局は、江別河川事務所調査課と夕張川ダム総合管理事 務所管理課に置く。
 - 2 事務局は、流域会議の運営に必要な事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、流域会議の運営に関する必要な事項は、 座長が流域会議に諮り定める。

(附則)

この規約は平成19年10月4日をもって成立適用する。

(附則)

この規約は平成23年2月17日をもって成立適用する。

(附則)

この規約は平成28年2月10日をもって成立適用する。